

2026年 6月 2日

渉外担当者の屋外でのサングラス着用について

近年の厳しい猛暑や気候変動に伴う紫外線増加などによる健康への悪影響を鑑み、屋外移動時における紫外線による目への健康被害を軽減するとともに、視界の確保による安全管理および視認性向上のため、渉外担当者の移動中のサングラス着用について下記のとおり取り扱うこととしました。

当金庫は職員の健康増進に重点を置いており、今回の施策につきまして何卒ご理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

記

1. 導入の目的

- ・強い日差し、紫外線を遮り眼疾患の予防、目の疲労軽減
- ・眩しさを抑えることで屋外での視認性を確保し、移動時の安全性を高める

2. サングラスを着用する状況

- ・屋外移動時において直射日光、紫外線の影響がある状況
- ・職員の目の健康状態により、着用が必要な状況
- ・上記以外にも日差しが強く業務に支障が出る等、着用が望ましい場面

3. 着用可能なサングラスの条件

- ・紫外線から目を保護する機能を有するもの
例) 裸眼の職員は一般的なサングラス
眼鏡を掛けている職員はクリップ式サングラス、オーバーサングラス、調光式メガネ
- ・華美または奇抜な形状でないもの

4. サングラスの着脱について

- ・お客様訪問時は必ず外すなど、不快感を与えないよう配慮いたします。

以上